

東京神学大学学則

1949（昭和 24）年 3 月 25 日設置認可

第 1 章 総 則

第 1 条 本大学は、東京神学大学と称する。

第 2 条 本大学は、学校法人東京神学大学が設置し、これを経営する。

第 3 条 本大学は、学校教育法第 83 条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者を養成することを目的とする。

2 本大学は、前項の通り、福音の宣教に従事する教役者を養成するために、その基礎となる、幅広い知識と専門知識を教授することを目指す。同時に、キリスト教会のみならず、キリスト教学校やキリスト教施設等に専門的知識をもって仕えることができる信徒を養成することをも目指す。

第 3 条の 2 本大学はその教育研究水準の向上を図り本大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価等」という。）を行うものとする。

2 自己評価等に関する規則は別に定める。

第 4 条 本大学の校舎は、東京都三鷹市大沢 3 丁目 10 番 30 号に置く。

第 5 条 本大学には、神学部神学科および大学院神学研究科を置く。
大学院の学則は、別に定めるところによる。

第 2 章 礼拝および信仰的訓練

第 6 条 本大学の学生は、所定の課程を修めるほか、その信仰的訓練のために、日々礼拝あるいは祈祷会を守り、学校暦、教会暦による特定日に特別礼拝を守り、また随時修養会等に参加するものとする。

第 7 条 前条のほか、学生は各自所属教会において、忠実に教会生活をなし、伝道および教務に奉仕する義務を負う。また夏期休暇その他随時各地教会において、教会実習を修了しなければならない。

第 3 章 修業年限、学年、学期および休日

第 8 条 本大学学部の修業年限は、4 年とする。

2 在学年限は 8 年を超えることができない。

3 編・転入学生の在学年限は、当該学生が編・転入学の時に決定した修業年限の 2 倍を超えることができない。

第 9 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 条 学年を、次の 2 期に分ける。

前期 4月1日より9月30日まで。

後期 10月1日より翌年3月31日まで。

ただし、各期の授業実施期間については、当該年度の学年暦に於いて別途定めるものとする。

第11条 授業を行わない日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 本学創立記念日（5月19日）
- (4) 夏期休業
- (5) 冬期休業
- (6) 春期休業

学長は、教授会又は教務課主任との協議を経て、前各号の休業日を変更し、また臨時に休業の日を定めることができる。

第4章 教科課程、履修方法および授業方法

第12条 授業科目の配置、単位数及び履修方法等は、別表に定める。

- 2 1年間に履修登録できる卒業要件科目の単位数の合計は、原則として、50単位未満とする。

第12条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第12条の3 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパーソナルコンピュータその他双方向の通信手段によって行う。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第5章 教育職員免許状の取得

第13条 本学において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類及び教科
神学部	神学科	中学校教諭1種免許状（宗教） 高等学校教諭1種免許状（宗教）

第14条 中学校教諭1種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に従い、所定の科目及び単位を修得しなければならない。なお、本学における適用科目及び単位数、履修方法は別表に定める。

- 2 高等学校教諭1種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に従い、所定の科目及び単位を修得しなければならない。なお、本学における適用科目及び単位数、履修方法は別表に定める。

第6章 課程修了の認定および学士号

第15条 課程修了の認定は、試験による。学部の試験は、学科試験および卒業論文試験とする。ただし、教授会が認めた者については、卒業論文を免除することができる。

学科試験は、毎学期末に行い、卒業論文は、最終学年にこれを提出させる。

第16条 試験合格者には所定の単位を与える。

単位は次の基準による。

- (1) 講義については、教室内の1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義を1単位とする。
- (2) 現代語科目については、教室内における2時間の学習に対して教室外における1時間の準備のための学習を必要とするものとして、毎週2時間15週の学習を1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、教室内における2時間の学習に対して教室外における1時間の準備のための学習を必要とするものとして、毎週2時間15週の授業30時間をもって1単位とする。ただし、教育実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第18条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

- 2 教育上特別な必要があると認められる場合は、教授会の議を経て、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第19条 授業科目および卒業論文の評価は、A(100～90)、A-(89～85)、B(84～75)、C(74～60)、D(59以下)とし、C以上を合格とする。

第20条 教授会が教育上有益と認めるときは、他大学と予め協議の上当該他大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は30単位を超えない範囲で本学において履修したものとみなすことができる。

第20条の2 第12条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第21条 卒業論文は、指導教授の指導によりこれを作成し、所定の期日までに提出しなければならない。

第22条 本学に修業年限以上在学し、卒業に必要な要件を満たした者には、卒業証書を与え、別に定める学位規則によって学士（神学）の学位を授与する。

第23条 卒業期は、学期末とする。

第7章 職員組織とその運営

第24条 本大学に学長を置く。

2 学長は、学務を管掌し、教授会を主宰し、また所属教職員を統督する。

第25条 本大学に神学部長を置く。

2 神学部長は、学長を補佐し、神学部の学務を統括する。

第26条 本大学に、一定数の教授、准教授、常勤講師、特任教授、特任准教授、特任常勤講師および助教をおく。

2 教授、准教授は、学生を教授し、その研究と信仰的訓練とを指導し、また研究に従事する。

3 常勤講師、特任教授、特任准教授、特任常勤講師および助教は、教授、准教授を助けて教授と指導とに従事する。

第27条 教授および准教授をもって本大学教授会を組織する。

2 教授会は、次の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業に関する事項

(2) 学位審議および学位授与に関する事項

(3) 教員の任免についての理事会への推薦

3 教授会は、前項に規定するもののほか、次の事項について、学長の求めに応じて意見を述べる。

(1) 学生の退学、転学、休学に関する事項

(2) 学生の教授、研究、その他指導上の事項

(3) その他本学に関する重要な事項

第28条 学務の処理、庶務、会計等の業務のために、一定の職員を置く。

第8章 学生定員

第29条 本大学学部学生の定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	総収容定員
----	----	------	-------	-------

神学部	神学科	5	12	44
-----	-----	---	----	----

ここでの編入学定員とは、学部3年次への編入学定員であって、転入学を含むことができる。

第9章 入学、休学、復学、退学

第30条 本大学に入学することのできる者は、福音主義のキリスト教会に属する者であることを要する。

ただし、その他の者で特に入学を志願する場合には、教授会の認定により許可することができる。

第31条 次の各号の一に該当し、所定の入学試験に合格した者は、学部第1年に入学を許可する。

(1) 高等学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の学校教育を修了した者を含む）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - (7) その他本大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 大学を卒業または中途退学し新たに第1年次に入学を許可された者に対しては、教授会が教育上有益と認めるときは、学際基礎科目、保健体育科目および現代語科目の合計30単位を超えない範囲において、他大学における既修単位を認定することができる。ただし、この場合修業年限の短縮は行わない。

第32条 次の各号の一に該当する者については、選考の上編・転入学を許可する。

- (1) 他の大学（外国の大学を含む）から本大学に転入学を希望する者
 - (2) 短期大学（外国の短期大学を含む）、高等専門学校を退学または卒業した者で本大学に編入学を希望する者
 - (3) 他の大学（外国の大学を含む）を退学または卒業した者で本大学に転入学を希望する者
 - (4) 専修学校専門課程を修了した者で本大学に編入学を希望する者
 - (5) 高等学校等の専攻科のうち、修業年限が2年以上であり、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）で、本大学に編入学を希望する者
 - (6) 文部科学大臣が大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えられるとした学修により、本大学への編・転入学にふさわしい水準にあるとみなしうる者で、編・転入学を希望する者
- 2 前項の規定により第2年次以上に編・転入学を許可された者に対しては、教授会が教育上有益と認めるときは、他大学や前項の各号に挙げた教育機関等における既修単位のうち本大学において認定された単位数にもとづき、本大学に在学すべき期間を定める。ただし、その期間は原則として2年以上とする。

第33条 入学期は、学期始めとする。

第34条 本大学に入学を志願する者は、所定の手続きを行わなければならない。入学に関する手続きは別にこれを定める。

第35条 選抜入学試験は、教授会において、その期日、試験学科目などを定め、予め公表する。

第36条 入学を許可された者は、保証人連署の保証書および住民票を提出し、入学金、授業料を指定期日までに納入しなければならない。

第37条 保証人は2名とし、そのうち1名は原則として東京都内または近県に居住して

いること。

2 専ら本学に従事する教職員および本学学生は、保証人となることができない。

3 保証人は、その学生の在学中、身分異動（休学・復学・退学等）時、並びに緊急時に、当該学生と密接な連携を保って対応しなければならない。

第38条 疾病その他止むを得ない事由により、満1ヶ月以上欠席しようとするときは、前期及び後期の始業週の金曜日迄に保証人連署をもって願出で、許可を受け、休学することができる。

(1) 申し出期間を過ぎて休学を願出た者の、当該学期に納めた校納金は返還しない。

(2) 上記校納金を延納又は分納の願出により完納していないときには、休学が認められても完納しなければならない。

(3) 前各号に該当するときには、第46条第5項は適用しない。

2 休学期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由のあるときはあらかじめ許可を受け、さらに1年以内に限り休学することができる。

3 休学しうる期間は、通算2年以内とする。2ケ年を経過してなお復学又は退学しない場合は除籍する。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

5 休学者が復学しようとするときは保証人連署をもって願出で、許可を受けなければならない。

第39条 疾病その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署をもって願出で、許可を受けなければならない。

第40条 疾病その他止むを得ない事由により退学した者が再入学を志願した場合には、教授会の議を経てこれを許可することがある。

第10章 科目等履修生ならびに聴講生

第41条 本学学生以外の者で特定の授業科目の履修を願出するものがあるときは、選考のうえ科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生が履修科目について試験を受け合格した場合には、願出により当該授業科目の単位を与え、単位修得証明書を交付することができる。

3 科目等履修生が一年間に修得することのできる単位は、25単位を限度とする。

第42条 本学則は、別段の定めのある場合を除き、科目等履修生に適用する。

第43条 1科目または数科目を聴講しようとする者については、選考のうえ聴講生としてこれを許可することができる。

2 聴講生には単位を与えない。

第11章 (削除)

第44条 (削除)

2 (削除)

3 (削除)

第12章 校納金その他

第45条 本学学生は、毎学期始め指定期日内に授業料その他の校納金を納入し、受講単位の登録を完了しなければならない。

第46条 入学検定料、入学金、授業料、施設費は以下のとおりとする。

(1) 入学検定料 26,000円

(2) 入 学 金 290,000円

(3) 授 業 料 540,000円

(4) 施 設 費 240,000円

2 科目等履修生の選考審査料ならびに受講料は以下のとおりとする。

(1) 審査料 10,000円

(2) 受講料 1単位につき 20,000円

3 聴講生の選考審査料ならびに聴講料は以下のとおりとする。

(1) 審査料 5,000円

(2) 聴講料 1単位につき 12,000円

4 第2項および第3項規定の審査料ならびに受講料または聴講料は、本学大学院生については免除する。

5 休学者の在籍料は、1学期につき授業料の5分の1とする。

6 第1項から第3項規定の金額は、社会事情に応じて、所定の手続を経て増額または減額することができる。

第47条 正当の事由により前条にある入学検定料・入学金・施設費以外の校納金を指定期日内に全額納入不可能の場合は、直ちに願い出て、分納の許可を得ることを要する。

2 既納の校納金は、別に定める場合を除き、原則として返還しない。

第48条 校納金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき、あるいは受講単位の登録ないし在籍に必要な手続きを怠るときは、別に定める規定によって除籍することができる。

第13章 賞 罰

第49条 他の学生の模範となるような業績のあった者は、これを賞することができる。

第50条 懲戒を要すると認められた者は、教授会の議を経て学長が譴責、停学または退学の処分を行うことができる。

第51条 次の各号に該当する者は退学処分とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第14章 付属施設および研究機関など

第52条 本大学に図書館を設け、教職員、学生および校友の研究に備える。

図書館の細則は、別に定めるところによる。

第53条 学生の信仰的訓練および共同生活のために、学生寮を設ける。

第54条 教職員、学生の保健医療のために医務室を設ける。

第55条 研究会、講演会などを随時開き、学生の研究に資する。

第56条 本学講義の学外延長として、講習会または講座を設け、一般に公開する。

第57条 自由な研究と機関雑誌発行のために、東京神学大学神学会を設ける。

神学会の細則は、別に定めるところによる。

【第12条 別表】

学際基礎科目・神学基礎科目・現代語科目・保健体育科目

学科	区分	分野	科目名	単位	種別	卒業に必要な最低単位	
						内訳	合計
神学部・神学科	神学基礎科目	A	キリスト教通論Ⅰ	2	必修	10単位	10単位
			キリスト教通論Ⅱ	2	必修		
			聖書通論1 旧約通論	2	必修		
			聖書通論2 旧約時代史	2	必修		
			聖書通論3 新約通論・歴史	2	必修		
		B	神学通論	2	必修	2単位	2単位
			備考 神学通論は全ての学生について必修とし専門教育科目の履修に先立って又は最初に履修しなければならない。				
	学際基礎科目	人文科学系	哲学思想史	4	選必	8単位	26単位
			キリスト教と世界史	4	選必		
			キリスト教と文学1 世界文学	4	選必		
			キリスト教と文学2 日本文学	4	選必		
			キリスト教と芸術1 美術史	4	選必		
			キリスト教と芸術2 音楽史	4	選必		
			心理学	2	選必		
		社会科学系	社会史	4	選必	8単位	
			法と人権1 法学概論	2	選必		
			法と人権2 日本国憲法	2	選必		
			宗教と社会1 デモクラシーと政治	2	選必		
			宗教と社会2 ウェーバーとトレルチ政策学入門	2	選必		
		自然科学系	精神医学とキリスト教	4	選必	8単位	
現代の自然観	4		選必				
生命の理解とバイオエシックス	4		選必				
保健衛生	2		選必				
情報科学系	化学入門	4	選必				
	情報基礎	2	選必	2単位			
現代語科目	英語基礎* 日本語基礎**	2	選必	選択6単位 に含む			
		2	選必				
	***は課された者のみが履修する。						
	英語ⅠA 英語ⅠB ドイツ語ⅠA（基礎） ドイツ語ⅠB（コミュニケーション） 英語Ⅱ 英語実践Ⅰ 英語実践Ⅱ ドイツ語Ⅱ	2	必修	10単位	16単位		
		2	必修				
		4	必修				
		2	必修				
		2	選択	6単位			
1		選択					
1		選択					
4	選択						

	保健体育科目	体育Ⅰ	2	必修		
		体育Ⅱ	2	必修	4 単位	4 単位
					合計	5 8 単位

専門教育科目 1 (必修並びに選択必修)

学科	区分	種別	分野	科目名	単位	種別	卒業に必要な最低単位 備考
神学部・神学科	専門教育科目	必修	聖書神学関係	旧約聖書神学Ⅰ	2	必修	26単位
				旧約聖書神学Ⅱ	2	必修	
				旧約聖書神学Ⅲ	2	必修	
				旧約聖書釈義	4	必修	
				ギリシャ語Ⅰ	4	必修	
				ギリシャ語Ⅱ	2	必修	
				新約聖書神学Ⅰ	2	必修	
				新約聖書神学Ⅱ	2	必修	
				新約聖書神学Ⅲ	2	必修	
				新約聖書釈義	4	必修	
		組織神学関係	組織神学Ⅰ	4	必修	12単位	
			組織神学Ⅱ	4	必修		
			組織神学Ⅲ	4	必修		
		歴史神学関係	教会史Ⅰ	2	必修	12単位	
			教会史Ⅱ	2	必修		
			教会史Ⅲ	2	必修		
			教会史Ⅳ	2	必修		
			教会史Ⅴ	2	必修		
			宗教史Ⅰ	2	必修		
		実践神学関係	実践神学概論	4	必修	8単位	
			キリスト教教育概論	4	必修		
		選択必修	神学書講読	英語神学書講読・聖書Ⅰ	2	選必	4単位
				英語神学書講読・聖書Ⅱ	2	選必	
				英語神学書講読・組織Ⅰ	2	選必	
				英語神学書講読・組織Ⅱ	2	選必	
				英語神学書講読・組織歴史Ⅰ	2	選必	
				英語神学書講読・組織歴史Ⅱ	2	選必	
				独語神学書講読・聖書Ⅰ	2	選必	
				独語神学書講読・聖書Ⅱ	2	選必	
				独語神学書講読・組織Ⅰ	2	選必	
				独語神学書講読・組織Ⅱ	2	選必	
			学部演習	旧約聖書学部演習	4	選必	専攻の科目を卒業論文提出年に修得した場合、必修単位に換算する 4単位
				新約聖書学部演習	4	選必	
				組織神学学部演習	4	選必	
		歴史神学学部演習		4	選必		
		合計					

専門教育科目 2 (選択[専攻必修を含む])

学科	区分	種別	分野	科目名	単位	種別	卒業に必要な最低単位備考
神学部・神学科	専門教育科目	選択	聖書神学関係	ヒブル語Ⅰ	4	選択	} 旧約聖書学部演習 履修者専攻必修科目
				ヒブル語Ⅱ	2	選択	
				イスラエル古代史	2	選択	
				旧約聖書神学Ⅳ	2	選択	
				新約時代史	4	選択	
				新約聖書神学Ⅳ	2	選択	
				新約原典講読Ⅰ	2	選択	
				新約原典講読Ⅱ	2	選択	
			歴史神学関係	アメリカ教会史	2	選択	一新約聖書学部演習 履修者専攻必修科目
				宗教史Ⅱ	2	選択	
				教理史Ⅰ	2	選択	
				教理史Ⅱ	2	選択	
			実践神学関係	教会実習Ⅰ	2	選択	
				教会実習Ⅱ	2	選択	
				牧会心理学	4	選択	
				臨床牧会教育	4	選択	
				教会教育入門	4	選択	
				説教入門	4	選択	
			専攻間共同	アジア伝道論演習	4	選択	
			古典語	ラテン語Ⅰ	2	選択	
				ラテン語Ⅱ	2	選択	
			神学書講読	英語神学書講読・聖書Ⅰ	2	選択	必修単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位として換算する
				英語神学書講読・聖書Ⅱ	2	選択	
				英語神学書講読・組織Ⅰ	2	選択	
				英語神学書講読・組織Ⅱ	2	選択	
				英語神学書講読・組織歴史Ⅰ	2	選択	
				英語神学書講読・組織歴史Ⅱ	2	選択	
				独語神学書講読・聖書Ⅰ	2	選択	
				独語神学書講読・聖書Ⅱ	2	選択	
				独語神学書講読・組織Ⅰ	2	選択	
				独語神学書講読・組織Ⅱ	2	選択	
			学部演習	旧約聖書学部演習	4	選択	専攻以外の単位は、選択科目の単位として換算する
				新約聖書学部演習	4	選択	
				組織神学学部演習	4	選択	
				歴史神学学部演習	4	選択	
合計 10単位							
専門教育科目単位合計					76単位		
卒業に必要な単位合計					134単位		

専門教育科目 3

以下の学際基礎科目を3年次編入生が履修した場合、専門教育科目の選択科目単位として認める。

学科	区分	分野	科目名	単位	種別	適用
神学部・神学科	学際基礎科目	人文科学系	キリスト教と芸術 1 美術史 キリスト教と芸術 2 音楽史	4 4	選択 選択	歴史神学関係 実践神学関係
		自然科学系	精神医学とキリスト教	4	選択	実践神学関係

〔第14条第1項別表－1〕教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数		本学における適用科目及び単位数		免許状取得上の履修方法
日本国憲法	2	法と人権 2 日本国憲法	2	必修
体育	2	体育Ⅰ	2	選択必修
		体育Ⅱ	2	選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語実践Ⅰ	1	選択必修
		英語実践Ⅱ	1	選択必修
		ドイツ語ⅠB（コミュニケーション）	2	選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報基礎	2	必修

〔第14条第1項別表－2〕

教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分 及び最低修得単位数					本学における適用科目 及び単位数		免許状 取得上の 履修方法
教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に 関する 専門的 事項	宗教学	1	28	旧約聖書神学Ⅰ	2	必修
					旧約聖書神学Ⅱ	2	必修
					旧約聖書神学Ⅲ	2	必修
		旧約聖書釈義	4		必修		
		新約聖書神学Ⅰ	2		必修		
		新約聖書神学Ⅱ	2		必修		
		新約聖書神学Ⅲ	2		必修		
		新約聖書釈義	4		必修		
		宗教史	1		教会史Ⅰ	2	必修
	教会史Ⅱ				2	必修	
教会史Ⅲ	2			必修			
教会史Ⅳ	2			必修			
「教理学・ 哲学」	1	教会史Ⅴ	2	必修			
		宗教史Ⅰ	2	必修			
		宗教史Ⅱ	2	必修			
組織神学Ⅰ	4	組織神学Ⅱ	4	必修			
		組織神学Ⅲ	4	必修			
		各教科の指導法 （情報通信技術の活 用を含む。）	8	宗教科教授法A	4	必修	
宗教科教授法B	4			必修			
教育の 基礎的 理解に 関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	教育基礎論	2	必修	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職概論	2	必修	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育制度論	2	必修	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			心理発達と教育	2	必修	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育概論	2	必修	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメン						

	トを含む。)				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別活動の指導法	10	教育課程・特別活動論	2	必修
	道徳の理論及び指導法		道徳指導法	2	必修
	教育の方法及び技術		教育の方法と情報技術	2	必修
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	総合的な学習の時間の指導法		教育相談・総合的な学習の時間の指導法	2	必修
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習Ⅰ	5	必修
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	必修

なお、「教育課程・特別活動論」には「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むものとする。

〔第14条第2項別表－1〕教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数		本学における適用科目及び単位数		免許状取得上の履修方法
日本国憲法	2	法と人権 2	日本国憲法 2	必修
体育	2	体育Ⅰ	2	選択必修
		体育Ⅱ	2	選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語実践Ⅰ	1	選択必修
		英語実践Ⅱ	1	選択必修
		ドイツ語ⅠB（コミュニケーション）	2	選択必修
数理、データ活用及び人口知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報基礎	2	必修

〔第14条第2項別表－2〕教科及び教職に関する科目

教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目区分 及び最低修得単位数					本学における適用科目 及び単位数		免許状 取得上の 履修方法
教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に 関する 専門的 事項	宗教学	1	2 4	旧約聖書神学Ⅰ	2	必修
					旧約聖書神学Ⅱ	2	必修
					旧約聖書神学Ⅲ	2	必修
					旧約聖書釈義	4	必修
					新約聖書神学Ⅰ	2	必修
					新約聖書神学Ⅱ	2	必修
					新約聖書神学Ⅲ	2	必修
					新約聖書釈義	4	必修
		宗教史	1		教会史Ⅰ	2	必修
	教会史Ⅱ				2	必修	
教会史Ⅲ	2				必修		
教会史Ⅳ	2				必修		
教会史Ⅴ	2				必修		
宗教史Ⅰ	2				必修		
宗教史Ⅱ	2				必修		
「教理学・ 哲学」	1	組織神学Ⅰ	4		必修		
		組織神学Ⅱ	4	必修			
		組織神学Ⅲ	4	必修			
各教科の指導法 （情報通信技術の活 用を含む。）		4	宗教科教授法A 宗教科教授法B	4 4	選択必修 選択必修		
教育の 基礎的 理解に関 する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		1 0	教育基礎論	2	必修	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校運営への対応を含む。）			教職概論	2	必修	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育制度論	2	必修	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			心理発達と教育	2	必修	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育概論	2	必修	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメン						

	トを含む。)				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別活動の指導法	8	教育課程・特別活動論	2	必修
	教育の方法及び技術		教育の方法と情報技術	2	必修
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	総合的な探究の時間の指導法		教育相談・総合的な学習の時間の指導法	2	必修
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	5 3	選択必修 選択必修
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	必修

なお、「教育課程・特別活動論」には「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むものとする。

附 則

- 1 本学則は、大学設置の認可を受けた日（昭和24年4月1日）から、これを適用する。
- 2 教職員免許に関する条項は、免許状授与の所要資格を得るための課程認定をうけた1954（昭和29）年4月1日から適用する。
- 3 教科課程および履修方法に関する条項は1969（昭和44）年4月1日から適用する。
- 4 本学則は、1977（昭和52）年4月1日から改正施行する。
- 5 本学則は、1979（昭和54）年4月1日から改正施行する。
- 6 本学則は、1980（昭和55）年4月1日から改正施行する。
- 7 本学則は、1981（昭和56）年4月1日から改正施行する。
- 8 本学則は、1982（昭和57）年4月1日から改正施行する。
- 9 本学則は、1986（昭和61）年4月1日から改正施行する。
- 10 本学則は、1987（昭和62）年4月1日から改正施行する。
- 11 本学則は、1988（昭和63）年4月1日から改正施行する。
- 12 本学則は、1989（平成元）年4月1日から改正施行する。
- 13 本学則は、1990（平成2）年4月1日から改正施行する。
- 14 本学則は、1991（平成3）年4月1日から改正施行する。

- 15 本学則は、1992（平成4）年3月31日から改正施行し
- ① 第13条、第17条及び第22条については、1991（平成3）年4月1日に遡って適用する。
 - ② 第30条及び第34条については、1991（平成3）年7月1日に遡って適用する。
 - ③ 第31条、第45条、第51条及び第52条については、1992（平成4）年4月1日から適用する。
- 16 本学則は、1992（平成4）年12月1日改正施行し
- ① 第13条「A一般教育科目第3類」、第15条「聖書神学関係」、「実践神学関係」、第17条「第3類 自然科学」、第21条「2. イ聖書神学関係」並びに「2. ハ実践神学関係」の学科目の変更については、1992（平成4）年4月1日現在在籍者に遡って適用し、第39条4項については、1992（平成4）年4月1日に遡って適用する。
 - ② 第13条「A一般教育科目第1類、第2類」、第15条「聖書神学関係」、第17条「第1類並びに第2類」、第21条「1項イ 聖書神学関係、2項イ 聖書神学関係」、第22条の学科目の変更については、1993（平成5）年4月1日在籍者からこれを適用し、第51条については、1993（平成5）年度入学者からこれを適用する。
- 17 本学則は、1993（平成5）年6月1日改正施行し、第51条については1994（平成6）年度入学者からこれを適用する。
- 18 1993（平成5）年11月30日下記条項を改正施行し、1994（平成6）年4月1日から適用する。ただし、第12条別表中、学際基礎科目並びに神学基礎科目に関する規定は、1994（平成6）年度入学者からこれを適用する。
- ① 第4章12条、第5章22条、23条、第6章26条、30条、第9章38条2項、40条、43条、44条、45条1項、46条、第10章、第11章51条以上各改正、
 - ② 第4章13条より21条まで並びに第6章29条、第10章48条、49条を削除し、第5章以下の各条を繰り上げ、第10章に1条加入する。
- (2) 旧学則による一般教育科目の卒業に必要な単位を未だ満たしていない学生については、次の規定によって学際基礎科目並びに神学基礎科目の単位を一般教育科目の単位として数えるものとする。
- ① 学際基礎科目人文科学系の単位は一般教育科目第1類の単位として数える。
 - ② 学際基礎科目社会科学系の単位は一般教育科目第2類の単位として数える。
 - ③ 学際基礎科目自然科学系の単位は一般教育科目第3類の単位として数える。
 - ④ 神学基礎科目については次の表により、一般教育科目第4類ならびに基礎教育科目を履修したものとする。
 - ⑤ 旧学則による聖書通論Ⅰ（後期）については、未履修者がなくなるまでは、開講する。

神学基礎科目	一般教育科目第4類ならびに 基礎教育科目
--------	-------------------------

キリスト教通論ⅠおよびⅡ	キリスト教通論
聖書通論Ⅰ 旧約通論	聖書通論Ⅰ（前期）
聖書通論Ⅱ 旧約時代史	聖書歴史
聖書通論Ⅲ 新約通論・歴史	聖書通論Ⅱ
神学通論	神学通論

- (3) 旧学則によって次の表の1欄の科目を履修した者は、これに対応する2欄の科目を履修することはできない。

1	2
キリスト教と英文学	キリスト教と文学1 世界文学
国文学	キリスト教と文学2 日本文学
美術史または キリスト教美術史	キリスト教と芸術1 美術史
教会音楽	キリスト教と芸術2 音楽史
心理学	心理学
社会史	社会史
法学または 法学概論	法と人権1 法学概論
日本国憲法	法と人権1 日本国憲法
精神医学	精神医学とキリスト教

- 19 本学則は、1994（平成6）年5月31日第42条校納金について改正施行し、1995（平成7）年度入学者からこれを適用する。
- 20 本学則は、1994（平成6）年11月29日第5章表題並びに第9章29条について改正施行する。
- 21 本学則は、1995（平成7）年3月21日第13条並びに第14条について改正施行し、1995（平成7）年4月1日から適用する。
- 22 本学則は、1995（平成7）年5月30日第42条の校納金について改正施行し1996（平成8）年度入学者からこれを適用する。
- 23 本学則は、1995（平成7）年11月28日第3条及び第12条別表（神学基礎科目）について改正施行し、1996（平成8）年度からこれを適用する。尚、神学基礎科目A及びBについては、次の表により神学基礎科目を履修したものとする。

改 正 後			改 正 前		
改 正 後			改 正 前		
神学基礎科目	A	キリスト教通論Ⅰ	神学基礎科目		キリスト教通論Ⅰ
		キリスト教通論Ⅱ			キリスト教通論Ⅱ
		聖書通論1 旧約通論			聖書通論1 旧約通論
		聖書通論2 旧約時代史			聖書通論2 旧約時代史
		聖書通論3 新約通論・歴史			聖書通論3 新約通論・歴史
	B	神学通論			神学通論

- 24 本学則は、1996（平成8）年3月19日第9章第35条について改正施行し、1996（平成8）年度からこれを適用する。
- 25 本学則は、1996（平成8）年5月28日第11章第42条の授業料につい

- て、改正施行し、１９９７（平成９）年度入学者からこれを適用する。
- ２６ 本学則は、１９９６（平成８）年１１月２６日第１１章第４２条の入学検定料について改正施行し１９９７（平成９）年度受験者からこれを適用する。
- ２７ 本学則は、１９９７（平成９）年３月２５日第１２章別表学際基礎科目について、改正施行し１９９７（平成９）年度からこれを適用する。
- ２８ 本学則は、１９９７（平成９）年５月２７日第１１章第４２条の授業料及び施設費について改正施行し１９９８（平成１０）年度入学者からこれを適用する。
- ２９ 本学則は、１９９７（平成９）年１１月１０日第１２章別表外国語科目履修方法について改正施行し１９９８（平成１０）年度入学者からこれを適用する。
- ３０ 本学則は、１９９８（平成１０）年５月２５日第１１章第４２条の授業料及び施設費について改正施行し１９９９（平成１１）年度入学者からこれを適用する。
- ３１ 本学則は、１９９８（平成１０）年１１月１０日次の通り改正、１９９９（平成１１）年４月１日から施行する。
- ① 第１７条に一年間の授業期間、第１８条に各授業科目の授業期間を定め、１９９９（平成１１）年４月１日からこれを１９９９年度在籍者から適用する。
 - ② 第１６条３項の１単位を与える授業時間数ならびに第１２条別表保健体育科目体育実技の取得単位数を改正。③専門教育科目選択科目の分野である「部門間共同」を「専攻間共同」と名称を改める。④専門教育科目選択科目実践神学関係に「教会教育入門」４単位を開設する。これらを１９９９（平成１１）年度入学者から適用する。
- ３２ 本学則は、１９９９（平成１１）年５月３１日第１１章第４４条の授業料及び施設費について改正施行し２０００（平成１２）年度入学者からこれを適用する。
- ３３ 本学則は、１９９９（平成１１）年１１月２９日次の通り改正、２０００（平成１２）年４月１日から施行する。
- (1) 第４章授業科目および履修方法について第１２条別表を次のように改正し、２０００年度入学者から適用する。
 - ① 学際基礎科目に新たに「情報科学系」を設け取得単位数を２単位と定める。従って学際基礎科目必修単位の合計は２６単位から２８単位となり、卒業に必要な単位の総合計も１３８単位から１４０単位と改正した。
 - ② 外国語科目の開講科目ドイツ語Ⅰ（必修）６単位を、ドイツ語Ⅰ（必修）４単位およびドイツ語ⅠＢ（コミュニケーション）（必修）２単位とする。
旧学則によるドイツ語Ⅰ未履修者については、次の対照表により新設科目６単位を修得することによりこれを履修したものとする。

改正後		改正前	
科目名	単位	科目名	単位
ドイツ語ⅠＡ（基礎）	４	ドイツ語Ⅰ	６
ドイツ語ⅠＢ（コミュニケーション）	２		

- (2) 教育職員免許法が平成１０年に改正されたことに伴い、第５章教員免許の取得第１４条を改正施行し、２０００（平成１２）年度入学者からこれを適用する。

- ① 旧学則第14条別表3による授業科目は、教育職員免許法の昭和63年および平成元年改正法が適用される未履修者がいなくなるまでは、開講する。
- ② 旧学則第14条別表3による授業科目の単位を未だ満たしていない学生については、下表1欄の授業科目の単位をもって、これに対応する2欄の授業科目の単位として数える。

1 欄	2 欄	
第14条第1項別表3、同状第2項別表3による授業科目	旧学則第14条別表3による授業科目	
中学校1種・高等学校1種	中学校1種	高等学校1種
心理発達と教育 教育基礎論Ⅰ 教育基礎論Ⅱ 宗教科教授法 道徳指導法 特別活動指導法 教育の方法と情報技術Ⅰ 教育的指導と相談の研究Ⅰ 教育的指導と相談の研究Ⅱ 教育実習（3単位）	教育心理学 教育原理Ⅰ 教育原理Ⅱ 宗教科教育法 道徳教育の研究 特別活動の研究 言葉とコミュニケーションの研究 教育的指導と相談の研究 教育カウンセリング 教育実習	教育心理学 教育原理Ⅰ 教育原理Ⅱ 宗教科教育法 特別活動の研究 言葉とコミュニケーションの研究 教育的指導と相談の研究 教育カウンセリング 教育実習

- ③ 第14条第1項別表3及び同状第2項別表3による授業科目は、教育職員免許法の平成10年改正法が適用される者以外、履修することは出来ない。
- 34 本学則は、2000（平成12）年5月29日第11章第44条の授業料及び施設費について改正施行し2001（平成13）年度入学者からこれを適用する。
- 35 本学則は、2000（平成12）年11月27日、第14条第1項別表3教職に関する科目の〔法令上〕の「左記科目に含めることが必要な事項」および第14条第2項別表3教職に関する科目の〔法令上〕の「左記科目に含めることが必要な事項」欄について、（ ）囲み付数字を削除し、改正施行する。
- 36 本学則は、2001（平成13）年3月26日次の通り改正、2001（平成13）年4月1日から施行、2001年度入学者より適用する。
- (1) 第4章授業科目および履修方法について第12条別表の改正事項は次の通り。
- ① 保健体育科目の卒業に必要な取得単位数を4単位とする。
- ② 保健体育科目の「保健衛生」と「体育実技」を廃止し、新たに「体育Ⅰ」「体育Ⅱ」を開設。
- ③ 学際基礎科目自然科学系に「保健衛生」を加える。
- ④ これに伴う卒業に必要な単位の総合計は140単位となる。
- (2) 前記1項について2000年度以前の入学者は次のよう履修する。
- ① 保健体育科目「保健衛生」2単位未履修の者は、保健体育科目「体育Ⅰ」または「体育Ⅱ」いずれか2単位を履修してこれに換える。
- ② 保健体育科目「体育実技」2単位未履修の者は、保健体育科目「体育Ⅰ」または「体育Ⅱ」いずれか2単位を履修してこれに換える。
- ③ 上記①の学際基礎科目自然科学系「保健衛生」を保健体育科目「保健衛生」として認定した者は、さらに「保健衛生」を履修しても学際基礎科目 自然科学

系の8単位に含めることはできない。

(3) (1)の改正に伴い、第5章教員免許状の取得について第14条第1項別表-1及び第2項別表-1を次のように改正する。

- ① 教育職員免許法施行規則第66条の5に指定される科目の「体育2単位」について、新設される保健体育科目「体育Ⅰ」または「体育実Ⅱ」いずれか2単位を履修するものとする。
- ② 2000年度以前の入学者で第14条第1項別表-1及び第2項別表-1教育職員免許法施行規則第66条の5に指定される科目の「体育2単位」未履修の者は保健体育科目「体育Ⅰ」または「体育Ⅱ」いずれか2単位を履修してこれに換える。

37 本学則は、2001（平成13）年5月28日以下の通り改正施行し、2002（平成14）年度入学者及び編・転入学者からこれを適用する。

- ① 30条に3項新設
- ② 31条字句修正

38 本学則は、2001（平成13）年11月26日以下のとおり改正、2002（平成14）年4月1日施行、2002年度入学者から適用する。

- ① 第5章12条別表、学際基礎科目・自然科学系「環境と生態学」を削除し、「生命の理解とバイオエシックス」を新設する。
- ② 第11章第44条の入学金

39 本学則は、2002（平成14）年3月25日以下のとおり改正、2002（平成14）年4月1日施行、2002年度入学者から適用する。

- ① 第5章教員免許状の取得 第14条第1項別表-3ならびに第2項別表-3の様式変更
- ② 第5章教員免許状の取得 第14条第1項別表-3ならびに第2項別表-3の免許法施行規則に定める科目区分に対応する開設授業科目を以下の通り変更

〔第14条第1項別表－3〕教職に関する科目 変更部分抜粋
〔改正前〕

法令上				教職課程上		
欄	教職に関する科目	左記科目に含めることが必要な事項	修得必要な最低単位数	授業科目名	単位	種別
2	教職の意義等に関する科目	・教職の意義および教員の役割 ・教員の職務内容（研修服務及び身分保障等を含む） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2	必修
3	教育の基礎理論に関する科目	・幼児、児童および生徒の心身の発達および学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達および学習の過程を含む。） ・教育の理念並びに教育に関する歴史および思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	心理発達と教育	2	必修
				教育基礎論Ⅰ	2	必修
				教育基礎論Ⅱ	2	必修
4	教育課程および指導法に関する科目	・教育課程の意義および編成の方法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法および技術（情報機器および教材の活用を含む。）	12	宗教科教授法	4	必修
				道徳指導法	2	必修
				特別活動指導法	2	必修
				教育の方法と情報技術Ⅰ	2	必修
				教育の方法と情報技術Ⅱ	2	必修

〔改正後〕

免許法施行規則に定める科目区分等			先に対応する開設授業科目		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目名	単位	免許取得上の履修方法
教職の意義等に関する科目	・教職の意義および教員の役割 ・教員の職務内容（研修服務及び身分保障等を含む） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2	必修
教育の基礎理論に関する科目	・幼児、児童および生徒の心身の発達および学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達および学習の過程を含む。） ・教育の理念並びに教育に関する歴史および思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	心理発達と教育	2	必修
			教育基礎論Ⅰ	2	必修
			教育基礎論Ⅱ	2	必修
教育課程および指導法に関する科目	・教育課程の意義および編成の方法 ・特別活動の指導法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法	12	特別活動指導法	2	必修
			宗教科教授法A	4	選択必修
			宗教科教授法B	4	選択必修
			道徳指導法	2	必修

	・教育の方法および技術（情報機器および教材の活用を含む。）		教育の方法と情報技術 Ⅰ 教育の方法と情報技術 Ⅱ	2 2	必修 必修
--	-------------------------------	--	------------------------------------	--------	----------

〔第14条第2項別表－3〕教職に関する科目 変更部分抜粋

〔改正前〕

法令上				授業科目名	教職課程上	
欄	教職に関する科目	左記科目に含めることが必要な事項	修得必要な最低単位数		単位	種別
2	教職の意義等に関する科目	教職の意義および教員の役割 教員の職務内容（研修サービス及び身分保障等を含む） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2	必修
3	教育の基礎理論に関する科目	・幼児、児童および生徒の心身の発達および学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達および学習の過程を含む。） ・教育の理念並びに教育に関する歴史および思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	心理発達と教育	2	必修
				教育基礎論Ⅰ	2	必修
				教育基礎論Ⅱ	2	必修
4	教育課程および指導法に関する科目	・教育課程の意義および編成の方法 ・各教科の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法および技術（情報機器および教材の活用を含む。）	6	宗教科教授法	4	必修
				特別活動指導法	2	必修
				教育の方法と情報技術Ⅰ	2	必修

〔改正後〕

免許法施行規則に定める科目区分等			先に対応する開設授業科目		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目名	単位	免許取得上の履修方法
教職の意義等に関する科目	・教職の意義および教員の役割 ・教員の職務内容（研修サービス及び身分保障等を含む） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2	必修
教育の基礎理論に関する科目	・幼児、児童および生徒の心身の発達および学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達および学習の過程を含む。） ・教育の理念並びに教育に関する歴史および思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	心理発達と教育	2	必修
			教育基礎論Ⅰ	2	必修
			教育基礎論Ⅱ	2	必修
教育課程および指導法に関する科目	・教育課程の意義および編成の方法 ・特別活動の指導法 ・各教科の指導法	6	特別活動指導法	2	必修
			宗教科教授法A 宗教科教授法B	4 4	選択必修 選択必修

	・教育の方法および技術（情報機器および教材の活用を含む。）		教育の方法と情報技術 I	2	必修
--	-------------------------------	--	-----------------	---	----

- 40 本学則は、2002年（平成14年）11月25日に第11章第44条の施設費について改正施行し、2003年（平成15年）度入学者および編入学者からこれを適用する。
- 41 本学則は、2003年（平成15年）3月24日に第31条第1項に第4号を加え、改正施行する。これを2003年（平成15年）度編入学者から適用する。
- 42 本学則は、2003年（平成15年）5月26日に改正施行（第44条(3)授業料）し、2004年度（平成16年度）入学生から適用する。
- 43 本学則は、2004年（平成16年）5月24日に、第25条および第45条第1項第2号入学金を改正施行する。ただし、入学金は、2005年度（平成17年度）入学生から適用する。
- 44 本学則は、2005年（平成17年）5月23日に、第45条第1項第4号施設費を改正施行し、2006年度（平成18年度）入学生から適用する。
- 45 本学則は、2005年（平成17年）11月28日に、第29条を改正施行し、2007年度（平成19年度）から適用する。
- 46 本学則は、2006年（平成18年）5月29日に、第45条第1項第3号授業料を改正施行し、2007年度（平成19年度）入学生から適用する。
- 47 本学則は、2006年（平成18年）11月27日に第12条別表 専門教育科目2（選択）に「説教学入門」を加え改正、2007年4月1日施行し、2007年4月1日在籍者及び2007年度入学者・編入者からこれを適用する。
- 48 本学則は、2006年（平成18年）11月27日に、第26条、第27条を改正し、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
- 49 本学則は、2007年（平成19年）3月26日に、第29条を改正し、2008年（平成20年）から施行する。
- 50 本学則は、2007年（平成19年）5月28日に、第38条を改正し、同日から施行する。
- 51 本学則は、2007年（平成19年）5月28日に、第45条第1項第2号入学金を改正施行し、2008年度（平成20年度）入学生から適用する。
- 52 本学則は、2008年（平成20年）5月26日に、第45条第1項第2号「入学金」、第3号「授業料」、第4号「施設費」を改正施行し、2009年度（平成21年度）入学生から適用する。
- 53 本学則は、2009年（平成21年）5月25日に、第45条第1項第4号施設費を改正施行し、2010年度（平成22年度）入学生から適用する。
- 54 本学則は、2009（平成21）年11月30日以下のとおり改正、2010（平成22）年4月1日施行、2010年度入学者から適用する。
- ① 第5章教員免許状の取得 第14条第1項別表－3ならびに第2項別表－3の教育職員免許法施行規則に定める科目区分に対応する開設授業科目を以下の通り変更

[第14条第1項別表－3] 教職に関する科目 変更部分抜粋

[改正前]

免許法施行規則に定める科目区分等			先に対応する開設授業科目		
科目	各科目に含める 必要事項	単位数	授業科目名	単位	免許取得上の 履修方法
総合演習		2	教職演習	2	必修

[改正後]

免許法施行規則に定める科目区分等			先に対応する開設授業科目		
科目	各科目に含める 必要事項	単位数	授業科目名	単位	免許取得上の 履修方法
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2	必修

[第14条第2項別表－3] 教職に関する科目 変更部分抜粋

[改正前]

免許法施行規則に定める科目区分等			先に対応する開設授業科目		
科目	各科目に含める 必要事項	単位数	授業科目名	単位	免許取得上の 履修方法
総合演習		2	教職演習	2	必修

[改正後]

免許法施行規則に定める科目区分等			先に対応する開設授業科目		
科目	各科目に含める 必要事項	単位数	授業科目名	単位	免許取得上の 履修方法
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2	必修

55 本学則は、2010年（平成22年）3月29日に第12条別表を改正し、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

56 本学則は、2010年（平成22年）11月29日に第13条、第14条及び[第14条第1項別表－1]、[第14条第1項別表－2]、[第14条第1項別表－3]、[第14条第2項別表－1]、[第14条第2項別表－2]、[第14条第1項別表－3]を改正し、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

57 本学則は、2011年（平成23年）3月28日に第11章教員免許状更新講習を追加し、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

58 本学則は、2011年（平成23年）11月28日に第12条別表を改正し、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

59 本学則は、2012年（平成24年）5月21日に第37条を改正し、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

60 本学則は、2012年（平成24年）11月26日に第12条第2項を加え、

- 2013年（平成25年）4月1日から施行する。
- 61 本学則は、2013年（平成25年）3月25日に第6章標題、第15条、第46条第5項、第12条別表を改正し、2013年（平成25年）4月1日から施行する。
- 62 本学則は、2013年（平成25年）3月25日に、第29条を改正し、2014年（平成26年）入学生から適用する。
- 63 本学則は、2013年（平成25年）5月20日に、第12条別表を改正し、2014年（平成26年）4月1日から適用する。
- 64 本学則は、2014年（平成26年）12月1日に、第26条を改正し、同日から施行する。
- 65 本学則は、2015年（平成27年）5月25日に、第27条を改正し、2015年（平成27年）4月1日に遡って施行する。
- 66 本学則は、2015年（平成27年）5月25日に、第38条を改正し、同日から施行する。
- 67 本学則は、2015年（平成27年）11月30日に、第29条を改正し、2017年度（平成29年度）入学生から施行する。
- 68 本学則は、2015年（平成27年）11月30日に、第12条別表を改正し、2016年度（平成28年度）学部1年次入学者から適用する。
- 69 本学則は、2017年（平成29年）3月27日に、第26条、第31条および第32条を改正し、2017年（平成29年）4月1日から施行する。
- 70 本学則は、2017年（平成29年）5月29日に、第12条別表、第14条別表、第16条および第31条を改正し、2018年度（平成30年度）学部1年次入学者（2020年度（平成32年度）学部3年次編入学者）から適用する。
- 71 本学則は、2018年（平成30年）3月26日に、第3条を改正し、2018年（平成30年）4月1日から施行する。
- 72 本学則は、2018年（平成30年）3月26日に、第32条を改正し、2019年度（平成31年度）の編・転入学を志願する者から適用する。
- 73 本学則は、2018年（平成30年）3月26日に、第13条、第14条および第14条別表を改正し、2019年度（平成31年度）学部1年次入学者（2021年度（平成33年度）学部3年次編入学者）から適用する。
- 74 本学則は、2018年（平成30年）11月26日に、第10条および第11条を改正し、2019年（平成31年）4月1日から適用する。
- 75 本学則は、2018年（平成30年）11月26日に、第14条別表を改正し、2019年度（平成31年度）学部1年次入学者（2021年度（平成33年度）学部3年次編入学者）から適用する。
- 76 本学則は、2018年（平成30年）11月26日に、第29条を改正し、2020年度（平成32年度）入学生から適用する。ただし、神学部の総収容定員は、段階的に減少するため、2023年度（平成35年度）に記載のとおりになる。
- 77 本学則は、2019年（平成31年）3月20日に、第14条別表を改正し、

- 2019年（平成31年）4月1日から適用する。なお、第14条別表において、旧法とは1998年（平成10年）の改正免許法、新法とは2019年度（平成31年度）からの適用法を指す。また、旧法適用者は、新法下の単位を修得することができる。
- 78 附則第73項及び第75項規定の適用時期について、2019年度（平成31年度）入学者・編入学者よりの適用に改める。
- 79 本学則は、2019年（令和元年）5月27日に、第8条、第15条、第29条および第32条を改正し、2020年（令和2年）4月1日から適用する。
- 80 附則第76項規定の適用者について、「入学生」を「入学生および編入学生」に改める。
- 81 本学則は、2019年（令和元年）11月25日に、第12条別表を改正し、2020年度学部1年次入学者から適用する。また、第8条、第20条、第30条、第31条、第38条および第46条を改正し、2020年（令和2年）4月1日から適用する。
- 82 本学則は、2020年（令和2年）3月30日に、第16条を改正し、2020年（令和2年）4月1日から適用する。
- 83 本学則は、2020年（令和2年）5月25日に、第12条の2、第12条の3および第20条の2を新設し、2020年（令和2年）4月1日に遡って適用する。
- 84 本学則は、2020年（令和2年）11月30日に、第26条を改正し、2020年（令和2年）12月1日から適用する。
- 85 本学則は、2020年（令和2年）11月30日に、第31条および第32条を改正し、同日から施行する。
- 86 本学則は、2021年（令和3年）11月29日に、第37条を改正し、同日から施行する。また、第14条別表を改正し、2022年度（令和4年度）入学者・編入学者より適用する。ただし、2021年度（令和3年度）までの入学者・編入学者については、従前の例による。
- 87 本学則は、2022年（令和4年）11月28日に、第14条第2項別表－2、第44条および第47条を改正し、同日から施行する。
- 88 2022年（令和4年）11月28日に「東京神学大学教員免許状更新講習に関する規程」を廃止する。
- 89 2023年（令和5年）11月27日に、第12条別表を改正し、2024年度（令和6年度）の入学者から適用する。
- 90 2025年（令和7年）3月24日に、第29条を改正し、2026年度（令和8年度）の編入学生から適用する。ただし、神学部の総収容定員は、段階的に減少するため、2027年度（令和9年度）に記載のとおりになる。
- 91 本学則は、2026年（令和8年）3月23日に、第37条を改正し、2026年（令和8年）4月1日から施行する。